

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

- 1 日時
令和5年10月18日（水曜日）
午前10時0分開会、午前11時57分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、
高田一郎委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
三浦担当書記、及川担当書記、菅原併任書記、安達併任書記、下田併任書記
- 6 説明のため出席した者
藤代農林水産部長、佐藤副部长兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、
工藤林務担当技監兼全国植樹祭推進室長兼企画総務課長、大坊競馬改革推進室長、
嵯峨参事兼林業振興課総括課長、今泉農村整備担当技監心得兼農村計画課総括課長、
森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
臼井農林水産企画室管理課長、金野団体指導課総括課長、
小野寺団体指導課特命参事兼指導検査課長、似内流通課総括課長、
和泉流通課流通企画・県産米課長、佐々木農業振興課総括課長、
竹澤農業普及技術課総括課長、長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、
黒田農村計画課企画調査課長、東梅農村建設課総括課長、中村農産園芸課総括課長、
吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生課長、
砂子田森林整備課総括課長、田村森林保全課総括課長、佐々木漁港漁村課総括課長、
佐藤漁港漁村課漁港課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更
 - (2) 議案の審査
 - ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 1及び2

- イ 議案第3号 令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第4号 令和5年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第5号 令和5年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第8号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第9号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、本日太田漁業調整課長は療養のため欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中1及び2、議案第3号令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号令和5年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）、議案第5号令和5年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、議案第8号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第9号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案については、凍霜害や大雨による農作物等の被害への対応、水田の畑地化に対する支援などのほか、国庫補助事業の内示に伴い、補正しようとするものです。

議案(その1)の8ページをお開き願います。歳出の表中、6款農林水産業費の2億8,672万8,000円の増額と、10ページをお開き願いまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の1億9,000万円の増額を合わせまして総額4億7,672万8,000円を増額しようとするものです。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の44ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費の右側説明欄の一つ目、地籍調査費負担金は、国庫負担金の内示に伴い増額しようとするものです。

5目農作物対策費の説明欄一つ目、農作物災害復旧対策事業費補助は、農業協同組合等に対し、ことし4月下旬から5月中旬までの凍霜害を受けた農作物の病虫害防除対策や生育回復対策に要する経費に対して補助しようとするものであり、その下の畑地化促進事業費補助は、水田の畑地化に取り組む農業者を対象に畑地化に伴う土地改良区の地区除外決済金等の費用負担に要する経費に対して補助しようとするものです。

45ページをお開き願います。2項畜産業費、2目畜産振興費の説明欄の三つ目、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助は、畜産物の輸出を促進するため、食肉処理施設における輸出先国の求めに応じた取り組みの実施等に要する経費に対して補助しようとするものです。

次に、46ページをお開き願います。3項農地費、3目農地防災事業費の説明欄の一つ目、農村地域防災減災事業費は、国庫補助金の内示に伴い減額しようとするものです。

次に、69ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目林道災害復旧費の林道災害復旧事業費、3目治山災害復旧費の治山災害復旧事業費及び5目漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業は、大雨により被害を受けた林道、治山施設、漁港施設や海岸保全施設の復旧に要する経費についてそれぞれ増額しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案(その1)にお戻りをいただきまして、11ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1、追加の表中、当部所管に係るものは、事項欄1の県有農業用ダム施設管理強化事業及び2の海岸高潮対策事業の2件です。いずれも令和5年度から翌年度にわたって施工される工事等に係るものであり、それぞれ期間及び限度額を定めて債務負担しようとするものです。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。議案(その1)の19ページをお開き願います。議案第3号令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)についてですが、歳入歳出それぞれ5,371万9,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,691万1,000円とするものです。

20 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正ですが、歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものであり、21 ページに参りまして、歳出の 1 款県有林事業費は、繰越金の確定などに伴い県有林造成基金への積立金や公営林造成事業の分収交付金を増額しようとするものです。

22 ページをお開き願います。議案第 4 号令和 5 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 2,985 万 2,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 3,787 万 9,000 円とするものです。

23 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正ですが、歳入は約定償還額の変更により償還元金が減額したことに伴い、諸収入を減額しようとするものであり、24 ページに参りまして、歳出の 1 款林業・木材産業改善資金貸付費は、償還元金の減額に伴い貸付費を減額しようとするものです。

25 ページをお開き願います。議案第 5 号令和 5 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 1,262 万 9,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,205 万 4,000 円とするものです。26 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正ですが、歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものであり、27 ページに参りまして、歳出の 1 款沿岸漁業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い貸付費等を増額しようとするものです。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。37 ページをお開き願います。議案第 8 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これはかんがい排水事業及び経営体育成基盤整備事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

38 ページをお開き願います。議案第 9 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてですが、これは漁港施設機能強化事業及び強い水産業づくり交付金事業のそれぞれにつきまして、水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○松本雄士委員 畑地化促進事業についてお伺いいたします。

畑地化促進事業の土地改良区の決済支援資金 9 億 8,400 万円余の積算根拠を教えてください。

○吉田水田農業課長 畑地化促進事業費の積算根拠ですけれども、予算額につきましては、各地域農業再生協議会が土地改良区等の意見を聞きながら取りまとめた要望の調査結果を基に計上したものです。

○松本雄士委員 上限 25 万円のところで、要望件数を教えてください。

○吉田水田農業課長 土地改良区決済金としての要望の件数ですが、県内から 727 件の要

望が上がっております。

○**松本雄士委員** 727件掛ける25万円ということでしょうか。

○**吉田水田農業課長** 単価につきましては、各土地改良区で設定するものになりますので、こちらでは要望額を積算させていただいております。

○**松本雄士委員** さきの一般質問で、菅野ひろのり委員からも畑地化促進事業の採択率が非常に低いというお話がありました。米の需要が下がっていく中で、畑地化は非常に重要だと考えているのですけれども、アクセルとブレーキというところがあって、現場も非常に混乱していると考えております。

そういった中で、畑地化支援と定着促進支援の関係性をどう見ているのか教えていただければと思います。

○**吉田水田農業課長** 基となる畑地化促進事業と土地改良区決済金等支援との関係ですけれども、この土地改良区決済金等支援につきましては、もともとは畑地化促進事業で要望された2,300ヘクタールの中で、その取り組みに合わせて土地改良区等の意見等を聞きながら、この決済金が必要と思われる方々、その中の内数ということで要望されたものになっております。

〔「内数」と呼ぶ者あり〕

○**吉田水田農業課長** つまり畑地化促進事業を要望されている方の中で、土地改良区決済金が必要な方について要望している中身になっております。

○**松本雄士委員** そうしますと、2,300ヘクタールの要望があつて、一般質問の答弁でも1次採択は、大体10%の二百二、三町歩ということですから、これは予算として大枠の要望に対応できるように9億8,400万円余用意しているけれども、実際は第1次採択の状況で見ると、これが採択になるのも大体それくらいの割合と見ているということでしょうか。

○**吉田水田農業課長** ただいま松本雄士委員からお話のありました要望全体の2,300ヘクタールから約1割が採択されてということで、土地改良区決済金等支援につきましても、ほぼ同等の要望の約1割に相当する部分が採択されている状況となっております。

○**松本雄士委員** やはり10%の採択は、非常に低いと思っております。国が経済対策の中でいろいろ予算を検討していると思っておりますけれども、今後の見通しと対応についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○**吉田水田農業課長** 事業採択につきましては、要望の1割になっておりますが、1次採択です。現在2次採択に向けて国で検討を進めているところです。岩手県では国に対しまして事業採択に必要な予算を措置していただくよう要望しているところです。今後の国の予算の状況については情報を持ち得ておりませんが、追加の採択の動向などを注視しながら進めてまいりたいと考えております。

○**松本雄士委員** この前の一般質問でもそういった答弁でしたので、強く国に働きかけていただきたいと思っております。畑地化支援、定着化促進支援の要望の内訳、高収益作物、麦、大豆、飼料作物の割合となぜ採択率が低くなっているのか教えていただければと思います。

○吉田水田農業課長 畑地化支援、定着促進支援の要望の内訳ですけれども、品目別には6割以上が牧草などの飼料作物、それから2割強が麦、大豆、約1割が野菜などの高収益作物です。採択につきましては、国の配分基準がありまして、そのポイントが上位のものから順に採択される仕組みとなっております。1次採択では配点が高くなっている野菜等の高収益作物が優先的に採択されており、麦、大豆等、畑作物単独で畑地化の要望をされた方は、採択になりませんでした。

○松本雄士委員 岩手県の施策としても高収益作物への転換ということなのですが、その要望が少なく、いわゆる飼料作物等が多いと。やはり飼料作物は今畜産、酪農経営で粗飼料基盤、自給作の慣行というところで非常に重要ですので、ぜひ採択されるようにしていただきたいと強く思います。高収益作物の、平場の優良地の要望の状況はどうなっているのでしょうか。また、それに係るローテーションをしっかりと組んでいかなければならないと思いますが、岩手県の対応についてお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 高収益作物につきましては、先ほど話しました要望の割合、約1割の中で多くなっている地域としましては、県中部の水田地帯です。

○中村農産園芸課総括課長 高収益野菜等につきましては、平場の水田地域、特に基盤整備が終わった地域におきまして、水稻とともにブロックローテーションを進めていくことを基本としておりまして、現在実需者等とともに加工野菜等々を含めて生産振興を進めているところです。

○松本雄士委員 それは大切だと思いますし、進めるに当たっては、やはり地域計画をしっかり支えて、地域の担い手の方が中心の経営体としてしっかりやっていかなければならないと思うのですが、地域計画の策定の岩手県の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○佐々木農業振興課総括課長 地域計画につきましては、現在令和7年3月までに全地域で策定することで、策定作業が進められているところです。その中にありまして、地域の農地をいかに有効に活用していくかということが一つの大きな課題と認識しております。農地の受け手となる担い手の育成、それから高収益な作物の導入といった部分を地域での話合いに参画しながら、土地利用について話合いを進めているところです。そうした取り組みを通じて、野菜等の高収益作物がしっかりと地域計画に位置づけられ、そして定着するように、岩手県として支援してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 まさにそれをお願いしたいのです。私が昨日一般質問させていただきました加工業務用野菜がローテーションに入り込んで生産拡大するようにお願いします。以上で終わります。

○佐々木順一委員 私も畑地化促進事業についてお聞きいたします。

本県の申請件数、そして採択件数、不採択件数、保留件数を伺います。

○吉田水田農業課長 畑地化促進事業への要望状況ですが、申請件数は1,480件、1次採択件数が102件、1,378件が保留の状況となっております。

○佐々木順一委員 不採択はないのですか。

○吉田水田農業課長 採択が 102 件です。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○吉田水田農業課長 不採択につきましては、協議会ごとで見ますと、5 地域協議会ございます。

失礼いたしました。改めまして全体の状況をお話しさせていただきます。各地域の協議会の数は全部で 30 協議会です。要望した協議会が 25 協議会ございます。その中で、採択された協議会が 20 協議会、不採択となった協議会が 5 協議会となっております。

○佐々木順一委員 昨日の菅野ひろのり委員の一般質問でも 2,309 ヘクタールの 1 割が採択されたということでした。この畑地化の事業の政策目標、旗印は、麦、大豆などの作付面積の拡大です。これが政策上最優先です。けれども、今の質疑の中でもある程度明らかになりましたが、昨日の答弁では、高収益作物が優先されたという答弁でした。本県で採択されたほとんどが高収益作物なのかお伺いします。

○吉田水田農業課長 採択の状況ですけれども、高収益作物が主体で採択されたところが主となっております。畑作物、麦、大豆、飼料作物等単独で要望したところにつきましては、今回は採択になっていない状況です。

○佐々木順一委員 岩手県は、この申請について、事務的手続だけです。評価するとか事前審査するとか、そういう権限はないのです。ですから、やむを得ないのかもしれませんが、政策目標が麦、大豆とわざわざ書いているわけですので、政策目標と合っていない審査結果になっているということです。

さきほどからポイントがどうのと言っていましたので、参考までにお伺いいたします。取り組み品目、あるいは畑地化の取り組み面積、この二つがポイントの対象になると言われておりますが、国ではどういうポイントになっているのか。やはり委員の皆さんもそこは聞きたいところだと思いますので、詳細に御説明願いたいと思います。

○吉田水田農業課長 畑地化促進事業の配分基準、ポイントですけれども、取り組み品目で見ますと、高収益作物、この中の加工業務用の野菜及び果樹につきましては 50 ポイント、それ以外の高収益作物、加工業務用以外の高収益作物につきましては 30 ポイント、それ以外の畑作物につきましては 10 ポイントと設定されております。

それから、面積につきましては、7ヘクタール以上が 10 ポイント、5ヘクタール以上7ヘクタール未満が 8 ポイント、3ヘクタール以上5ヘクタール未満が 6 ポイント、1ヘクタール以上3ヘクタール未満が 4 ポイント、1ヘクタール未満が 2 ポイントになっております。

○佐々木順一委員 高収益作物が 50 ポイントで、そして政策目標が麦、大豆、飼料、こううたっているわけですが、審査の段階からもうそれは看板倒れである。羊頭狗肉とは言いませんが、ややそれに近いのかと思います。これだったら、いくら畑地化を目指そうと思っても、麦、大豆関係についてはなかなか採択されない可能性があると思います。

一方において、輸入依存からの脱却というのが国の政策目標、食料安全保障上、一応掲げているわけですので、やはり麦、大豆の生産拡大が求められると思います。今のこのポイントだけでは不十分であるし、農家の皆さんもこれだったら看板倒れだと、農業政策も信頼できないと、こういう気持ちを抱くのも無理のないところだと思います。この配点ポイントについて、改善を求めていくべきだと思いますが、藤代農林水産部長、どう思いますか。

○藤代農林水産部長 今回岩手県で要望している畑地化の事業について、先ほど吉田水田農業課長から御答弁申し上げましたとおり、飼料作物で6割、麦、大豆で2割、それから高収益作物で1割ぐらいという構成割合で、2,300ヘクタールを畑地化したいという要望を出したところでございます。配分基準を見ると、御指摘のとおり高収益作物に大きくウェイトが置かれたという実態もございましたので、本県の実態とそこは少し乖離しているということもありますし、また先ほど御指摘になった政策目標とも若干違うというようなこともありますので、本県とすれば飼料作物の生産拡大、あるいは麦、大豆の、ポイントを高くするというような形の配分基準に見直すよう、国に対して要望しているところです。

○佐々木順一委員 知事は、全国知事会の農林商工常任委員長でもあり、宮城県知事も知事会の会長でありますから、まさに東北地域、北関東以北の地域は米で勝負しているわけですので、ぜひ何とかこのお二人を動かして、このポイントを少しでも実態に合うようにしていただいて、農家の皆さんも喜んで政策目標に向かって取り組めるようなポイントに改めていただいて、畑地化がさらに進むように、農林水産部の皆さんの御努力をお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員 畑地化促進事業と、凍霜害の関係で質問します。まず、畑地化促進事業ですが、先ほど佐々木順一委員からもありましたが、ポイントのところ、高収益作物が50ポイントで、それ以外の果樹、花卉等が30ポイント、それ以外が10ポイントということでした。本県から上げている6割が飼料作物で、政策目標は麦、大豆です。本県の農業者がこの事業を申し込んだ背景、岩手県の農地活用の実態はどういう傾向が見られるのですか。

加えて、このPR版によりますと、飼料作物は高収益ではないから、畑作物に当たるのだらうと思っています。そうすると実態としてはポイントが低いのでほぼ採択されないのだらうと思っています。岩手県に要望されている中身をもう少し詳しく教えてください。

○中村農産園芸課総括課長 要望の中で、畑作物の中の要望の面積でいきますと、全体で2,088ヘクタールあるのですが、そのうち飼料作物が最も多く1,430ヘクタール、次いで麦、大豆が554ヘクタールとなっております。畑作物の中では自給飼料の増産のための飼料作物、そして麦、大豆、そういう農業者の要望となっております。

○菅野ひろのり委員 細かくて恐縮ですが、牧草をやって牛を飼っているところは、平場の農地を牧草にしたいのではなくて、中山間地域や小規模な面積をまとめてきているのだらうと推測されます。なぜこれを聞くかということ、ポイントの②については、これは希望

要件なのですよね。例えば一番条件がいい7ヘクタール以上が10ポイント、1ヘクタール未満は2ポイントというところなんです。そうすると、この次に畑地化の取り組みの面積としても、岩手県から要望を上げている農業者のポイントはかなり低くなると推測されますが、実態としてはどうでしょうか。

○中村農産園芸課総括課長 岩手県における取り組み面積につきましては、やはり中山間地域を中心に要望があると思われまして、7ヘクタール、10ポイントの要望はなかなかないところで、その下の1ヘクタールから5ヘクタールの間のあたりが中心となっております。面積ポイントとしましては、若干不利なところがあるかと考えております。

○菅野ひろのり委員 なぜ中山間地域が牧草にされるのかですが、水田活用の直接支払交付金の見直しに要因があるのではないかと考えています。水張り要件が緩和される中であって、農地をどう維持していくのかを考えた場合に、畑地化促進事業の中で自給飼料、あるいは牧草を拡大していこうという背景があると推測しています。この水田活用の直接支払交付金と畑地化促進事業の関係を岩手県はどう捉えているのか伺います。

○中村農産園芸課総括課長 水田活用の直接支払交付金の関係ですが、畑地化促進事業では令和4年までは単価が10万5,000円であったのが今回は14万円に上がったという部分もありまして手が挙がってきていることだと思いますし、牧草につきましてはこの畑地化支援とともに、4年間の定着促進支援もありますので、それらをうまく使いながら粗飼料の生産等、あるいは大豆等の生産に取り組もうということで手が挙がっているものと考えております。

○菅野ひろのり委員 一般質問でも発言させていただきましたが、私はこの事業は、水田活用の直接支払交付金の見直しという背景もありつつ、水田を畑地化に誘導するという目的、かつその支援策は麦、大豆の作付面積の拡大とうたわれており、非常に期待が寄せられるメニューになっているけれども、中身を見ると岩手県の農業者にとっては使いづらい内容がかなり含まれているのだらうと思っています。さらに、問題意識としてあるのが、この採択基準のただし書にあるわけですが、本事業に採択された場合、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金が減額や対象外となる可能性があるという国が示しています。この理由はどう説明されているのでしょうか、認識を伺います。

○佐々木農業振興課総括課長 畑地化促進事業に採択された場合に、中山間地域直接支払交付金が減額になる可能性があるというお話ですけれども、一般論として畑地化促進事業で畑地と、例えば畦畔をとって畑地となった場合には、中山間地域直接支払交付金でいいますと、他の交付単価と、畑の交付単価は違っております。さらに、傾斜の基準がございまして、田ですと比較的緩い勾配で対象農地になるわけですけれども、畑になりますときつい勾配の土地が対象になるということです。

そうしたことから、仮に水田が畑になった場合、これが勾配の関係で対象農用地から外れる可能性はあると考えられます。ただ、そういう実態が本県において発生しているかどうかというのは承知しておりません。

○菅野ひろのり委員 実態として、この要件を見ればそういった土地は採択されないわけですから、そうなる可能性も低いだろうと思っております。要は本来であれば拡大していかなければいけないのですが、国が示している予算額が全国で250億円しかないというところ です。

岩手県は採択率10%ということですが、他の都道府県の状況はどうなのでしょう。取り組み内容が高収益で加工用で、さらに畑地化の面積が広大なところ、7ヘクタール以上がポイントで有利になってくると、単純に考えれば平場が多い北海道がふえてくるのだらうと思いますが、全国の動向はどうなのでしょう。

○吉田水田農業課長 全国の要望の状況と採択の状況につきましては、国から公表されておりませんので、今お話しすることは難しい状況です。

○菅野ひろのり委員 全国の動向もわからず、そしてさらに実態としてこのポイントを見れば麦、大豆の作付面積を拡大する政策ではないわけです。岩手県の農業者が経営をどうするのか左右される中で使える事業だろうと期待して、農業協同組合等に相談しながら要望を上げていっているわけです。国が示したものが岩手県の実態として合っていないということであれば、先ほども答弁をいただきましたが、ぜひ強く制度改正を要求する、あるいはこれは何のための事業かとしつかり国の考えをただすというか、岩手県の実情を伝えていただきたいと思っております。今までの過程の中で、藤代農林水産部長から所感があればお聞きしたいと思っております。

○藤代農林水産部長 今回の畑地化促進事業の関係で、水田活用の直接支払交付金の見直しの関係の影響もあるだろうと思っておりますけれども、農業者の方は当然こういった事業を使いたいという希望を出されていますので、岩手県としては畑地化促進事業について、来年度以降も事業を継続すること、そして予算をしっかりと確保すること、さらに先ほど申し上げましたとおり、飼料作物が岩手県としてはウエートが大きかったわけですので、飼料作物の生産拡大という面で、畑作物の配分基準を高めること、こういったことについて、本年6月、9月にも要望しておりますし、また東北6県の、水田の担当課長の協議会があるのですが、そういったところでも国に対して要望しているところです。本県の実態を踏まえて、本県の農業者が畑地化促進事業をしっかりと使えるように、国に対して働きかけていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 ぜひお願いしたいと思っております。

次に、凍霜被害についてお聞きします。農作物災害復旧対策事業費補助ということで予算計上されています。リンゴなどの果樹の被害状況はどうであったのか、お伺いします。

○高橋企画課長 今回の被害の内容ですが、リンゴやブドウの果樹等におきまして、降霜により結実の不良、傷害、いわゆるさびと言われるものですが、こういったものが発生しておりまして、その被害面積は果樹が約780ヘクタールです。被害額は、果樹につきましては12億8,000万円となっております。

○菅野ひろのり委員 収量は、今回の被害によってどの程度減ったのですか。地元の奥州

市江刺のリンゴだと、当初は3割ぐらいの減と見込んでいたところが、5割ぐらいだと。後で高温障害についても伺いますが、高温障害と相まってではありますが、岩手県の状況はどうでしたか。

○高橋企画課長 収量への影響は、現在収穫期ということもありまして、簡単な数字の比較はなかなかできない状況です。収量が3割以上減収するのではないかという報告も受けております。被害面積で言えば先ほど果樹では780ヘクタールと申し上げましたけれども、リンゴは被害面積729ヘクタール、その中で3割以上減収すると大体330ヘクタール分減収するのではないかと報告を受けているところです。

○菅野ひろのり委員 そうなると、心配されるのが、一つは農業者の収入の確保だと思います。奥州市、岩手県関係の収入保険が対応しているということですが、果樹農家の収入保険の加入状況について伺いたいと思います。

○金野団体指導課総括課長 果樹農家の収入保険の加入状況ですが、リンゴにつきましては収入保険では約4割強、このほか果樹共済もありますので、果樹共済も含めると6割程度が何らかの保障制度に加入しております。ブドウにつきましては収入保険で10%程度、果樹共済で15%程度で、合わせると大体28%程度の果樹農家が収入保障の制度に加入していると把握しております。

○菅野ひろのり委員 それにも関連しますが、今回農作物災害復旧対策事業で、薬剤散布等の対応をしていただき、感謝申し上げます。

一方で、この収入に関しては、収入保険で対応するということですが、課題意識として大きく2点持っております。1点が今後の気候変動にどう対応していくのかということです。薬剤散布も効果は限定的です。青森県では高温に強い品種に移行する動きも少し出始めています。気候が変わっていく中で、岩手県の果樹生産はどういった方向性で取り組んでいくのか。例えば品種改良もあるでしょうし、設備投資をしっかりとしながらリンゴを守っていくという考えもあるので、方向性をどう考えているのか伺いたいと思います。

○照井農政担当技監 果樹生産の岩手県の方向性ですが、菅野ひろのり委員がおっしゃるとおり、近年気候変動が非常に激しくなっております。今年度におきましては春先の霜、夏場の高温で、落果の激しいものにつきましては落果防止剤を使いながら現地でも対応、指導をさせていただきました。また、高温となりますとなかなか大変ですが、施設野菜などであればミストという形で、技術的な対策は基本的にやっております。品種につきましても今年度から高温耐性が強いようなリンゴの品種の開発事業を立ち上げて進めているところです。

高温が進んできておりまして、今まで作れなかった桃などを改めて新たな品種として検討しながら、果樹の生産振興を進めていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 例えばリンゴであれば、ミストであるとか、防霜ファンというような根本的な対策等が考えられるわけですが、一方で高齢の生産者の方々は新たに設備投資することでもないでしょうし、若い新規の生産者も多額の設備投資をしながら営農してい

くという考えには至らないだろうと思っています。ですので、今後この気候が長期的に続く中で、岩手県としてどう対応していくのかしっかりと検討していただきたいと思っています。

二つ目の課題は、産地をどう守っていくかということです。これは岩手県の大きな課題だと思います。例えば先ほど収量が落ちた場合、それに対して収入保険があります。一方で、農業協同組合は取引先との関係がありますから、ロット数をしっかり確保しなければ、岩手県のリンゴは買ってもらえなくなるわけです。これは牛もそうです。このロットの確保をどうしていくかについては、単位農協、あるいは生産者と話し合いを始めていかなければならないことだと思っています。これは要望といいますか、話を聞いていただきたいと思っています。産地形成についての課題認識を伺いたいと思います。

○中村農産園芸課総括課長 菅野ひろのり委員のおっしゃるとおり、現地におきましては、高齢化等によって生産者数が減少しておりますし、また植えているリンゴも年々年をとってきていまして、老木樹がふえてきております。これをいかに今の技術に比べられるような品種、あるいは高温に耐えられるような品種に置きかえていくかが重要だと考えておまして、その点につきましては国の改植事業等を使いながら、計画的に改植を進めたいと思っています。そういった面につきましても地域の農業協同組合等と十分話し合うことが重要だと考えており、地域において、農協、市町村、県とで改植計画をつくっておりますので、その話し合いの中に産地の戦略等も入れ込み、そして担い手の確保、品種の導入、それらを十分検討して、岩手県のリンゴの産地が盛り上がるように取り組んでいきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 ありがとうございます。気候変動や担い手の育成、設備投資、農地の更新、そういったものが非常に複雑に絡み合っている中で一方で土地を相手にしているわけですから、急に収量を上げようとかこうしようというのがなかなか難しい仕事です。ぜひ生産者、農業協同組合等、現場に足を運んでいただいて、長期的視点と短期的な課題解決に複合的に取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

○高田一郎委員 私も今議論になりました凍霜害と畑地化促進事業の関係で、大分議論が深められましたけれども、質問したいと思います。

まずは農作物災害復旧対策事業費です。被害の状況については、高橋企画課長から詳しく説明していただきました。県北地域はわかりませんが、県南部は凍霜害だけではなく、猛暑による高温障害も大変ひどくて、着色不良や落果などで、果樹農家によっては5割以上被害を受けたという状況になっております。一昨年も同じように大きな被害を受けていますので、今後しっかりとした対策を求めていきたいと思っています。

農業普及員は、現地に足を運んで適切な指導、助言をしていると伺っております。ただ、これまで農業改良普及センターなどでは、燃焼法とか防霜ファンの設置とか、あるいは散水氷結法とか、防除剤の散布とか凍霜害を少しでもよくするための、さまざまなメニューを準備をしながら指導、支援をしてきたと思うのですが、結果としてまた大きな被

害を受けたと思います。事前に凍霜害を食いとめるというのは、これは簡単なことではありませんけれども、しかしこういった取り組みをどの程度やられたのかと、ここが大事だと思うのです。財政負担があつて、なかなか取り組めなくて、結果的には大きな被害になってしまったというのが実態ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○長谷川農業革新支援課長 果樹現場におきまして、どの程度対策がとられたかですが、凍霜害の被害が発生したことを受けまして、結実量を確実に確保しようということで、人工授粉の実施を呼びかけました。当初被害が出るだろうと感じていた現地につきましても、人工授粉を実施していただいたおかげで、大分被害が軽減できたというお話を聞いております。

そのほか正確な数字は持ち合わせておりませんが、スプリンクラーですとか、散水氷結法、燃焼法、そういった対策を実施した場合の被害の軽減割合などを調査しておりまして、その効果につきまして、パンフレットなどを作成しまして、次年度の対策に向けて農業者へ周知を図っていきたいと考えているところです。

○照井農政担当技監 高田一郎委員御指摘のとおり、防霜対策をやった生産者とやらなかった生産者が存在していると認識しております。防霜対策したところはしっかり効果が出ていますので、今年度データを取りましてそういった調査結果をしっかりと示しながら、今後の防霜対策に生かしていきたいと思います。国の事業もありますが、防霜ファンなど防霜対策にはいろいろ経費がかかりますので、できるだけアイデアを絞って、安くできるものはないか、そういうところも検討しながら今後の防霜対策に生かしていきたいと思っております。

○高田一郎委員 凍霜害は全て予期することはなかなか簡単ではありませんけれども、対策をとったところととっていないところでは大きな開きがあるのも事実です。しかし、なかなかそこに手が出ないというのも実態だと思いますので、今お話あったように、対策の有無との関係性をよく果樹農家に伝えて、そして実効ある防霜対策をとっていただきたいと思います。

いわて平泉農業協同組合では、令和4年度から推奨しているけれども、防霜資材をSS機械で散布して凍霜害を予防しようと実施したのはたった10戸ほどしかありませんでした。10アール当たり1万円以上かかるということで、経営面積は2ヘクタール、3ヘクタールが当たり前になってきています。規模拡大農家がふえていますので、1回実施しただけで20万円とか、中には30万円になる、そういう世界です。温暖化で霜がなくなるのではなく、生育が早まって逆に凍霜害のリスクがより一層高まっているのではないかと私は思います。令和3年度に続いて、今回もですから、また来年、再来年も被害にあったら大変なことです。今までの対策にとらわれない支援策をとっていただきたいと思うのですが、その辺についてどのように考えていますか。

そして、猛暑、高温障害対策については、先ほどのお話では既に取り組んでいるということで了解しましたけれども、生産者からも高温に強い品種の改良にぜひ取り組んでいた

だきたいということですので進捗状況をお聞かせください。そしてもう一つはさきほども少し出ましたけれども、生産者からこの機会に桃や洋梨に転換したいと考えているというお話もいただきました。桃は、ことし猛暑でも生育がよくて、昨日の日本農業新聞でも、福島県では影響がなくて、かなり生産拡大したという話もあります。そういった改植への支援ももっとして欲しいと思うのですけれども、今の取り組み状況といたしますか、今後の対応について伺いたいと思います。

○**照井農政担当技監** 霜に対する技術的な対策につきましては、高田一郎委員が先ほどおっしゃったように、今年度の実績等も踏まえてマニュアルを作成しようと思っております。作成したマニュアルを周知しながら、生産者に技術や対策の導入を進めていきたいと思っておりますし、桃につきましては花のつき方を見ている感じでは、霜に強いというところもあります。温暖化で産地が北上してきていることがありまして、そういったことも農業者にお知らせしながら、品目選定の判断材料として生かしていけるように進めていきたいと思っております。

また、品種開発につきましても、岩手県の品種ですが、中手の紅いわては高温でも赤色がつきやすいということで進めておりますが、今の気象状況、あるいは本県の立地状況も踏まえた品種の開発に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○**高田一郎委員** わかりました。

最後ですけれども、四つ目の対策、今回のこの事業の中には、次年度の人工授粉用の花粉の購入費の補助も組み込まれております。花粉の確保についてですが、中国の火傷病による花粉の禁輸措置がとられました。この影響と対応について少しお伺いしたいと思います。

県内における中国からの花粉の使用実態、それから在庫の調査はどうなっているのか、来年に向けた課題はないのか、この点について伺いたいと思います。

○**竹澤農業普及技術課総括課長** 中国で発生いたしました火傷病によりまして、中国からのリンゴ花粉の輸入が今現在ストップしている状況です。昨年度並びに今年度、中国から輸入した花粉を使用した生産者は、三十数戸いらっしゃいました。在庫につきましては、国の指導がございまして、在庫を持っている生産者につきましては、使わないで、きっちり保管し、追って国がこれを買取するという対策をとっております。

なお、来年度使用するに当たって国産花粉の確保につきましても、国が主導して対策に動いていると聞いております。

○**高田一郎委員** わかりました。

では最後に、畑地化促進事業についてお伺いいたします。先ほど3人の委員が質問されて、かなり問題がある事業だということがいよいよ浮き彫りになっているのではないかと思います。水田活用の国の方針にも逆行するものですし、何よりも予算が足りないし、予算の範囲内でポイント制度にしているというところにも大きな問題があると改めて思いました。藤代農林水産部長から、この事業を継続して、さらに予算を確保するために、国に

しっかり働きかけていきたいと答弁がありましたので、それについては了解をいたしました。

私がもう一つ心配するのは、この畑地化促進事業で本当に定着できるのか、うまくやっていけるのかどうかというところです。一般質問の答弁の中でも、藤代農林水産部長はブロックローテーションか、あるいは畑地化促進か、地域の実情を踏まえて対応していきたいというのはそのとおりだと思います。しかし、この畑地化促進事業で、いわゆる定着支援事業は5年間です。その後支援事業は全くなくなってしまうということです。そういうことから考えますと、円滑な畑地化への移行ができるのかどうか心配なところがあります。岩手県の考えを示してください。

○吉田水田農業課長 畑地化促進事業につきましては、ただいま高田一郎委員から御発言がありましたとおり、畑作物の定着化に向けまして5年間の継続的な支援が措置されているところです。岩手県としましては、この5年間のうちに畑地化に取り組む農業者の方々に対しまして、農業改良普及センター等による栽培指導、それから国や県の事業等を活用した機械施設の整備、それから排水改良等基盤整備などをしまして、早期に生産が安定するよう支援していきたいと考えているところです。

○高田一郎委員 畑地化促進事業を見ますと、高収益作物で畑地化支援は10アール当たり17万5,000円、定着支援で5年間で10万円ですから、27万5,000円、畑作物については14万円プラス定着支援が同じ10万円ですから、24万円ということです。これまでの高収益作物に対する水田活用の直接支払交付金は3万5,000円程度プラスアルファがありました。そうしますと、これと比べても支援が充実されたわけでは全くありませんし、5年間は何とか頑張るけれども、その後の所得補償といえますか、支援が打ち切られると、今答弁あったような栽培指導とか基盤整備するとか、それだけではもなかなか厳しいのではないかと思うのです。何か特別の対応をしないとうまくいかないのではないかという思いがあるのですけれども、まだ現場もそう考えていません。

今回畑地化促進事業に約2,000ヘクタールの要望があったというのは、なかなかブロックローテーションができないとやむにやまれずという面もあると思うのです。では、この事業に乗ってしまおうということで申請した方もいらっしゃると思います。それで、5年間の定着支援だけで本当に大丈夫なのかと、今の答弁では少し不安なところがあるのですけれども、藤代農林水産部長、いかがですか。

○藤代農林水産部長 畑地化促進支援事業で、畑地化した時点で17万5,000円、それからその後の定着支援が5年という組合せで、それ以降の支援ということですが、麦、大豆等についてはゲタ対策、ナラシ対策といった形で内外価格差のような形の生産支援というようなものが措置されておりますので、水田でもそういった米以外のものをつくることを目的とした補助金という部分もありますので、同じように畑で作っていらっしゃる方とどう対応を考えるかという部分もありますので、本県でも生産実態を踏まえながら、国で、先ほど申し上げましたゲタ対策、ナラシ対策といった内外価格差調整のような支援金があ

る中で、収穫力を高めていくということが大事だろうと思いますので、どういった支援が可能か考えていきたいと思います。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木茂光委員 東日本大震災津波から 12 年経過しました。今、漁業協同組合や漁業者は非常に厳しい環境に置かれています。収入は東日本大震災津波から始まり、コロナ禍、ここに来て燃料や資機材の高騰と大変厳しい中にあります。漁業協同組合の経営状況と課題をお知らせ願いたいと思います。

○小野寺特命参事兼指導検査課長 岩手県内の漁業協同組合の経営状況と課題という御指摘等ですが、ウニ、アワビの水揚げ量の増加、漁業自営事業はサバやイワシが好調で、令和 4 年度に当期損失を計上した状況は前年度より減少したものの、主要魚種である秋サケ等が依然として不漁であることから、燃料コストの上昇などにより、引き続き厳しい状況にあると認識しております。

○佐々木茂光委員 厳しいというのはよくわかるのですが、もう少しわかりやすく例えば職員を整理するところまで話が進んでいる状況なのか、少し踏み込んでお話しただければと思うのですが。

○小野寺特命参事兼指導検査課長 失礼しました。岩手県内の漁業協同組合の決算の状況です。令和 3 年度におきましては、24 漁業協同組合のうち 16 漁業協同組合が当期損失金を計上しておりましたが、令和 4 年度におきましては、22 漁業協同組合中 5 の漁業協同組合で当期損失金が計上されているところです。

佐々木茂光委員からお話がありまして、漁業協同組合の組織体制はかなり厳しい状況になっておりまして、職員については、限界の状況になっていると思います。定年退職者分を補充する募集をしてもなかなか人員が集まらない状況になっております。各漁業協同組合では再雇用という形で何とか人員を確保している状況になっております。

○佐々木茂光委員 職員もいなくなってくるということは、事業もそれなりに縮小してい

くなど、担当課なり漁業関係者も含めてどのような方向づけを皆さんしておられるのでしょうか。

○小野寺特命参事兼指導検査課長 漁業協同組合をとり巻く厳しい経営環境に対応していくためには経営基盤を強化していく必要があると思います。そのためには、合併も一つの選択肢になるものと認識しております。ただ、漁業協同組合の合併におきましては、漁業協同組合、それから漁業協同組合関係団体が主体的に議論を深めていくことが重要と考えております。

岩手県漁業組合連合会等の漁業関係団体におきましては、令和4年8月に合併基本計画となります岩手県漁協組織強化計画を策定しております。財務改善が必要な緊急性の高い漁業協同組合を中心に市町村単位を基本とした地区合併、協議推進に最優先で取り組んでおります。県内では3地区におきまして協議をする場を設け、本年3月には釜石地区で合併推進協議会を設立し、検討しているところでございまして、岩手県でも引き続きその取り組みを支援してまいります。

○佐々木茂光委員 組合員の高齢化、担い手の不足で組合員数も減ってきている中で、東日本大震災津波でかなり大きなダメージを受け、やっとここまで立ち上がってきたということが一つあります。これからの方向づけの中で漁業にどうかかわっていくかの掘り起こしをしていかないとますます小さくなるばかりです。主力のサケの不漁が長く続いている中で、新たな仕事を探り当てなければならぬのではないかと思いますので、その辺をどう考えておりますか。

○小野寺特命参事兼指導検査課長 岩手県では、岩手県漁業組合連合会等と連携し、漁業協同組合の経営基盤の強化に向けて、サケ、マス類の海面養殖など、新たな取り組みを盛り込んだ経営改善計画の策定を指導してきたところです。サケ、マス類の海面養殖は、今年度は6地区、来年度は8地区で生産が計画されております。

また、漁業協同組合の販売事業の強化に向けまして、先進的な販売事業等に取り組んでもらうためのセミナーについても開催する予定としております。

○佐々木茂光委員 サケの不漁により、海面養殖に切りかえて取り組んでいる漁業協同組合も出てきています。私が常々言っているのは、地先のものにもっと目を向けて、そこから新たな収益を上げていくように、ウニ、アワビといったところでもう一回力をつけてもらうような、ウニの磯焼け対策などの取り組みがされていかなければならないのではないかと思います。サケがすぐに帰ってくるわけでもないので、魚種を変更し、それに対応して加工技術も変えていかなければならないと、そういった取り組みに対しての岩手県の動きも承知しております。力を入れるところを見定めて、そこに集中的に投資をすることが必要ではないかと思うのです。

私が注目しているのは、サケの養殖です。それからウニの畜養です。規模の拡大の見込みなど今後の見通しをお知らせ願いたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 サーモンの養殖についてのお話がござ

いました。岩手県では、これまで不漁対策ということで、水産業リボーン宣言を関係団体と発信させていただき、三つの柱を中心として取り組みをしております。その中で、サーモンの養殖については、今年度は6地区で実施されており、生産実績は1,800トン、昨年度の約1.5倍です。来年度については、8地区で実施を予定しております、1,900トンを計画しており、年々増加していく方向です。県もそれを支えていく方向で考えております。

また、ウニの畜養につきましても、現在12漁業協同組合で実施しております、今まではウニは夏場が旬ですけれども、漁港内で畜養し、餌を与えて太らせて、年末など需要が高く、値段の高い時期にも出せることがこれまでの取り組みでわかってきましたので、ウニの畜養に取り組む地区がふえている状況がございます。そういったことについても引き続き進めていきたいと思っておりますし、また売り方等についても、新たな本年度の事業で朝どれしたウニを首都圏に新幹線で届けるといった新たな物流手段を用いた手法に取り組み始めているところです。そういった支援を続けていきたいと思っております。

○佐々木茂光委員 サルモンの養殖の規模は、将来的にどのくらい拡大する目標でしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 サルモンの養殖につきましては、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランで計画を定めておまして、最終的には2,300トンを計画しております。

○佐々木茂光委員 2,300トンはいいのですけれども、生けすの台数をふやしていくのか、それとも漁業協同組合の場所を広げていくのか、どういう考えですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 現在6地区と申しました。それぞれの地区で、例えば生けすの数をふやしていく計画を持っている地区もございますし、また新たに2地区が追加されるということで規模もふえます。実施地区もふえる方向ですので、そういった新たな展開を期待しているところです。

○佐々木茂光委員 漁業者に対する地元の理解がまだまだ進んでいない部分もあります。昔、ギンザケの海面養殖は、宮城県の旧志津川町が一番早かったのですが、餌による油で周辺施設が汚染されるのではないかというようなことで地元の方々の理解が進まないところもあると聞いております。現在は餌の改良技術は随分進んでいると思っておりますが、昔はイワシを餌にしているから、サケと言いつつもイワシの味だとか、食べ残しの餌が全部沈んでしまって、海が汚染されるというような話があって、なかなか拡大が進んでいかない理由の一つだったと思うのですが、現在はこういった餌になっているのか把握していただけますか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 先ほど佐々木茂光委員から御発言がございましたギンザケの養殖は、国内では昭和50年ころから宮城県の旧志津川町で始められました。そのころから、餌は生のイワシを使っておまして、それが直接海域に残ってしまうこともありますし、イワシから出た油が地域に蔓延するとか、養殖施設に被害を及ぼす

とか、そういった実態もあったようです。

ただ、近年については、餌の改良も相当進んでおりまして、生餌、生のイワシを使うということはまずありません。飼料メーカーが作ったペレット状のものを使っておりまして、原料は魚粉が中心です。そういったものがありますし、沈まないように、比重を調整したりして、浮くような餌を使用しておりまして、餌の食べ残しが沈殿しないように、周りに拡散しないようにといった改良も加えておりますので、以前のように餌そのものが地域の環境を悪くするといったことはかなり改善されていると考えています。

○佐々木茂光委員 もう一つ、漁場を開設するに当たって、許可手続はどうなっているのですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 本県のギンザケ養殖は、平成当初に陸前高田市で一時期やられたことがありましたが、その後は途絶えておりまして、令和元年度から久慈市でまたギンザケ養殖が始まったところです。開始に当たっては、漁場の環境、地域の漁業の調整の問題がございましたので、一定期間試験操業という形でいろいろなデータをとりまして、問題がないということで漁業権の各免許を付与したという流れがございます。その後、本県で広がったサーモン養殖についても同様に試験を実施して、それから免許に移すというスタイルをとっております。

○佐々木茂光委員 その試験操業というのはどのぐらいの期間を要するものなのですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 これはケース・バイ・ケースではございますが、2年とか3年とか、それぐらいのデータを蓄積した上で実施に至っております。

○佐々木茂光委員 2年、3年ということになると、そのぐらいまでしないとデータの蓄積はできないという一つのくりだと思えるのですけれども、試験する規模はどのぐらいですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 あくまでも試験操業であり、サーモン養殖は非常にお金がかかる事業で、採算性も考えなければいけませんので、最初は小規模で試験をしつつ、これでいけるというような状況になってから拡大していくべきものと考えております。

○佐々木茂光委員 今久慈市、宮古市で始まっていますが、これは試験期間が終了しているのですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 現在実施している6地区については、試験操業を終えて、本操業といいますか、漁業権の免許を取得して実施しているものです。

○佐々木茂光委員 試験期間中に収集したデータの中に、例えば環境に影響するものや周辺からの苦情や問合せに関するものはありましたか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 試験操業をしている間では、土壌の分析や、底質の土壌の分析などはしておりますが、特にそれによって非常に環境が悪化しているというデータは得られておりません。また、周辺の漁業者からも、実施について特にクレームがあったものではございません。

○佐々木茂光委員 サケが来るのを期待を込めて待つしかないかは別にして、養殖の規模を拡大をしていきながら、新たな方向性を見い出しながら、積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、東日本大震災津波以降、岸壁を含め防潮堤まで整備されました。東日本大震災津波でまさに壊滅状態まで追い込まれた漁業者が、防潮堤の完成を見、そして漁港の整備も進み、一生懸命取り組んでいるのですが、水をかぶった跡地が更地の状態なのです。これを何とか活用できないかということを常々定例会があるたびに申し上げてきたところです。今ここに来て、海業という言葉が出てきています。海業とは何ぞやということを含めて、漁港施設等の跡地の有効活用の取り組みがこれからどのように展開されていくのかお聞かせください。

○佐藤漁港課長 海業とはどういうものかということの御質問ですが、海業は、海のなりわいと書きます。

漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価値や、魅力を活用して、所得機会の増大、または交流人口の増加を図るということの取り組みを海業ということで国で定義づけたと伺っております。

具体的にはどういったものをやるかということなのですが、漁港施設の有効活用や先ほど佐々木茂光委員から御指摘のありました被災地の余った土地を活用しながら、水産物の特売所、食堂やアオノリなどの水産物の陸上養殖、あとは漁業体験活動といった取り組みをするものが海業と言われております。

○佐々木茂光委員 東日本大震災津波以降、地先に住んでいた人たちもみんな高台に上がってしまって、漁業者も減っているということもあるのですが本当に浜に人がいないのです。昔のにぎわいを取り戻す、そして新たな漁港、漁業を見つけるにはいい機会だと私は捉えているのですが、それを進めていく上で何か条件があるのか、課題として持っているのであればお聞かせください。

○佐藤漁港課長 課題に関しては、漁獲量が減少している、担い手不足など多々あるので、それを地域でまとめるコーディネーター役が不足しております。個々では漁業体験活動等を行っている方々がいらっしゃるのですが、漁業活動とあわせて漁業体験をやるということがなかなかうまくいっておりません。

一方で、釜石市にありますDMCにおきましては、釜石市の箱崎漁港を活用しながら、DMCがコーディネーター役となりながら、地域の漁業者と連携して漁業体験活動、小型定置などの漁獲作業やワカメの刈り取り作業などを行っていると同様に伺っております。

○佐々木茂光委員 漁業協同組合の地先の漁業協同組合の人たちにとってそれが一つの仕事になっていけば、また違った意味での成果があるのかと思ったりするもので、積極的に取り入れたらどうかという思いがあるのですが、海業は手挙げでやるものなのか、岩手県から指定をするような形なのかどうなのか。

○佐藤漁港課長 今御質問がございましたやる気のあるところ、岩手県が指定するのか、

地元がというようなところですが、岩手県といたしましては、やる気がある地元が手挙げ、やりたいということであれば、さまざまな事業を展開しながら、そういった部分の周知、普及を利用しながら、それが広く横展開できるような形で進めさせていただきたいと思っております。

○佐々木茂光委員 海業という言葉が出て、そんなに長くもないのだけれども、県庁の中で定着しているのですか。それぞれの漁業協同組合なり地先のところに説明していますとか、情報として流していますとかというような動きはもうされているのでしょうか。

○佐藤漁港課長 各漁業協同組合、また市町村等々に周知されているのかという御質問ですが、ことしの3月に本県の水産基盤整備方針を策定したところでごさいます、その周知に当たりまして、本年の4月に各漁業協同組合、市の職員等々を集めまして説明会を開催させていただいたところです。また、あわせてここ最近、佐々木茂光委員御指摘のとおり、さまざまなニーズ、不漁に対してどうこうということもありましたので、各漁業協同組合、市町村に対して、8月から9月にかけてニーズ把握のために個別に現地に赴きまして、いろいろな意見交換をさせていただいたところです。一応そういったことで、広く海業とはどういうものか、こういった活動をしないかということも含めて、周知させていただいているところです。

○佐々木茂光委員 最後に、何回も言うようだけれども、今地先というのは非常に厳しい状況にあるのです。さきほど言ったように組合員も少なくなってきた中で、私が思うに、もうまるっきりの更地、壊滅して本当に目を向けられない状態のものをここまで戻してもらったという感謝の気持ちがたくさんあるのです。一つの生産基盤として仕上げていただいたということは、岩手県や、国を初め、携わってやってもらったということに対する感謝はあるのです。ただ、我々は残された部分に価値を見い出していかなければ、せっかくここまで整備してもらって、何もしないではないだろうという気持ちがすごくあるのです。地元の漁業者の人たちもそういうところに気を置いています。そんな中で、魚も捕れない、何もだめ、かにもだめというような状況の中で、海業という言葉が投げかけられてきているというのは、これはもう一度自分たちの地先を元気づける一つのなりわいとして定着させるようにしていったほうがいいのだということ在地元の人たちともいろいろと話をしているので、今だからこそもっと岩手県も積極的に問いかけをしながら、何とか一つでも、1カ所でも2カ所でも物になるような取り組みをしていただきたいと思います。

最後に、藤代農林水産部長、これから一生懸命やるからというお話をお願いします。

○藤代農林水産部長 先ほど前段のところ漁業協同組合経営の話がありました。本県の漁業協同組合の課題は、サケが捕れなくなったということもありますが、6割ぐらいが自営定置に収入の依存が高いということで、そういったことがサケが捕れなかった、そして自営定置が収益の下支えだったところが弱くなったところが経営の一番の課題なのかと思っています。そこについては、さまざまな捕れる魚で売っていく、それから付加価値をつけて売っていく、捕れないのであれば、作って、そして売っていく、そういった

ようなさまざまな取り組みを組み合わせながら、沿岸地域が幾らかでも水産業が活性化するように、岩手県としても引き続き取り組むこととしておりますし、また海業につきましては、国が令和4年3月に出した計画の中で初めてその言葉が出てきて、岩手県でも昨年つくった計画の中で初めて海業という言葉を取り入れたところでございまして、まだまだこれからというところです。

そういった中で、例えば国はこの5年間で500カ所ぐらいの漁港でそういった取り組みを進めていく目標値を立てているのですが、海業のモデル地区にことしは全国で12カ所が選定されたのですが、大槌町の吉里吉里漁港もモデル地区に選定されまして、ウニの畜養を活用した販売やウニの畜養といたしますか、駆除みたいなものも一緒にということで、スキューバダイビングを組み合わせる人呼び込む、あるいはそこに観光協会、地域おこし協力隊も入れてというような動きをしています。またきょうの岩手日報にも載っていましたが、久慈市の侍浜の麦生漁港というところでシーカヤックと、畜養ウニを収穫して焼いて食べる、親子体験のようなそういうソフト的な海業の取り組みもあるかと思しますので、そういったソフト、ハードを組み合わせ、それぞれの地域でどうやったら人を呼び込めるか、活性化するかということをいろいろ探していただいて、岩手県としてはそれをいろいろ応援するような形で取り組んでいきたいと考えているところです。

○菅原亮太委員 私は、3点質問させていただきます。

県内農産物の海外販売戦略についてお伺いいたします。資材高騰であったり、また米価の低下などで農業者を取り巻く状況は大変厳しいと認識しております。国内での米需要は、なかなかふえないということもありますので、海外への販路を拡大しまして、ブランド力を向上させて、そして農業者の取得向上を図る必要があるかと思っておりますけれども、知事はマニフェストでアジア各国や北米などをターゲットに戦略的な輸出促進を図りますとしておりますけれども、具体的な販売戦略をお伺いさせていただきます。

○似内流通課総括課長 具体的な海外販売戦略というお尋ねです。岩手県では、関係機関、団体等とともに、いわて農林水産物国際流通促進協議会というものを組織いたしまして、米、リンゴ、牛肉などを重点品目に位置づけ、アジアや北米等をターゲットに県産農林水産物の輸出拡大を進めてきたところです。また、重点である米、リンゴ、牛肉の品目ごとに輸出事業計画というものを策定いたしまして、海外から求められる品質等に対応した産地づくりを進めてきました。

今後におきましても、海外市場の動向や国際情勢の変化に的確に対応しながら、県産農林水産物の輸出が着実に拡大するよう戦略的に取り組んでいくこととしており、岩手県が委嘱しております海外市場に精通しております輸出コーディネーターなどを活用し、現地のマーケット事情やニーズ等を情報収集するとともに、フェアの開催、バイヤーの招聘等など積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。米、リンゴ、牛肉ということでしたけれども、米に絞って質問させていただきますと、先ほどの御答弁の中で、それぞれのマーケットで

求められる品質があるとおっしゃってございましたけれども、米については、例えばアジアではこういう品質が求められている、北米ではこういう品質が求められているなど、そういったところを教えてくださいませんか。

○似内流通課総括課長 アジアや北米などへの米の輸出ですが、主力としてひとめぼれとあきたこまちなどが出ております。求められる品質というよりは、食べ方の部分で、アジア系であればおにぎりのような形のもので好まれるものもあればというようなところで、牛肉の場合ですとロイン系というような部位が出てくるのですけれども、お米に関して言いますと、特にそこは、ひとめぼれというところで、そんなに大きな差はありません。

○菅原亮太委員 海外への販売戦略を具体的にどうやっていくかは、今後本当に大事な部分になってくると思いますのでよろしくをお願いします。

次、2点目です。高温障害に対応した米の品種改良の取り組みについてお尋ねいたします。全国的な猛暑の影響で、2023年産米に粒が白く濁る高温障害というのが広がっております。岩手県ではほとんど影響がなかったという報道もありましたけれども、秋田県ではそういった被害が出ているということです。山形県では、つや姫という品種が大変高温障害に強くて、西日本でも作付が広がっていると伺っておりますけれども、岩手県としても秋田県のように被害が出る可能性も考えて、高温障害に対応した米の品種改良の取り組みについて伺いたいと思います。

○吉田水田農業課長 本県の米の高温障害に対応した品種改良の取り組みについてですけれども、近年夏場が暑く経過するというところで、粒が白く濁る白未熟粒などが発生しております。品質に影響を及ぼしているということで、現在岩手県が育成中の品種候補もございまして、高温に対する強さ、高温耐性を調査しておりますし、今年度は地球温暖化適用品種開発プロジェクト事業を創設しまして、高温の下でも白未熟粒が少ない水稻品種の早期開発を重点とした取り組みを開始したところです。新しい品種の開発までには、数年から10年程度要すると見込まれていることから、DNAマーカーなどの先端技術、を活用しながら、早期に品種が開発できるよう取り組んでまいります。

○菅原亮太委員 先ほどの御答弁で1点だけお伺いします。DNAマーカーについて、教えてくださいませんか。

○吉田水田農業課長 例えばですが、その稲の品種の中に病気に強い遺伝子がわかっているとします。その遺伝子を目印にして、それをマーカーとして、その遺伝子があるかどうかを見ながら、その形質を選別するというか、選抜していくようなことになります。

○菅原亮太委員 わかりました。引き続き、そういった品種改良を早め早めに取り組んでいくことが大事だと思っております。問題が起きてからということではなくて、そういった状況を見きわめて、先手先手で品種改良を行っていただきたいと思っております。

最後の三つ目ですけれども、県産木材の需要促進に向けた取り組みについてお伺いいたします。岩手県の林業経営は需要も減っていますし、担い手の不足で大変厳しい状況が続いております。ただ、岩手県は森林面積、全国で第2位の地の利がございまして、地の

利を生かして、県産木材の需要を喚起して、一つの向上を図るべきと考えております。令和3年度の岩手県における森林環境譲与税の用途についてによれば、県産木材を使用した住宅新築への支援戸数は計画値130戸に対して実績値116戸と、計画を下回っている状況ですが、こういった取り組みを推進して、県産木材の需要促進、そして地産地消を進めていくべきと考えますけれども、県産木材を使用した新築住宅への支援について、令和4年度、そして令和5年度の計画値、計画達成に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

○嵯峨参事兼林業振興課総括課長 県産木材の需要促進に向けた取り組みについてですが、岩手県ではこれまでいわて木づかい住宅普及促進事業により、県産木材を利用した住宅について、先ほど令和3年度の御紹介がありましたけれども、令和3年度は新築が16件、リフォームが10件、令和4年度につきましては、計画が130件に対して新築が126件、リフォームが10件の計画に対して16件の状況です。令和5年度につきましては、計画が新築が140件、リフォームが20件としておりますが、10月13日時点での申請状況は新築が104件、リフォームが7件となっております。

現在も建築主、あるいは工務店から、本事業の活用について相談が寄せられている状況ですので、関係団体と連携いたしまして、申請手続等が円滑に進められるよう支援するなど、令和5年度の計画達成に向けて取り組んでまいります。

○菅原亮太委員 本当にこの県産木材を使用した新築住宅というのが我々市民、県民にとっても、一番手っ取り早く県産木材を使うことができる事業だと思っておりますので、しっかりと計画達成に向けて取り組んでいただいて、県産木材の需要喚起、そしてそれに伴う林業経営の向上に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてですが、去る9月21日開催の正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和5年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細につきましては当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認ください。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。